

特定非営利活動法人日本シーティング・コンサルタント協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本シーティング・コンサルタント協会と称し、英文名を Non Profit Organization The Japanese Society of Seating Consultants とする。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるシーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関する学術研究の発展を理学療法学、作業療法学の立場から図るとともに、シーティング相談に従事する理学療法士、作業療法士に対する教育指導、シーティングに関する製品評価並びに車いす使用者等に対する相談事業を行い、国民の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 理学療法学・作業療法学の立場からのシーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関する学術研究事業
- (2) 理学療法学・作業療法学分野でのシーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関する講演会、セミナーなどの開催による教育・研修事業
- (3) 理学療法学・作業療法学分野でのシーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関するホームページの運営、出版物の発行などによる普及・啓発事業
- (4) シーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関する製品評価事業
- (5) いす・車いす使用者に対するシーティング(いす・車いす使用者の身体的並びに社会的適合)に関する相談事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員及び専門会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 専門会員 この法人の目的に賛同して入会した、理学療法士または作業療法士の資格を持つ個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 学生会員 この法人の趣旨に賛同する理学療法士・作業療法士養成施設の学生

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人に会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し督促に応じないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 監事は、総会において正会員または専門会員の中から選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第 20 号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現認者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(委員会及び部会等)

第21条 この法人に理事会の議決を経て、委員会および部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第22条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるができる。

第5章 会議

(種別)

第23条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員および専門会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 監事の選任、解任及び役員の職務、報酬
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第27条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第28条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることがで

きる。

(議長)

第29条 総会の議長は出席した正会員または専門会員のうちから理事長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員及び専門会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会及び理事会における決議事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 総会及び理事会の構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会において、出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。尚、構成員は書面に記載すべき事項を電磁的方法により表決することができる。また、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、当該構成員は委任状をこの法人に提出しなければならない。尚、当該構成員は委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

3 理事会において、出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、当該理事は委任状を理事長に提出しなければならない。尚、当該理事は委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

4 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第45条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

5 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第33条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数

(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及び選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において 5 年間備え置く。
- 3 理事会の議事録は理事長および議長が確認の上、この法人の事務局において電磁的媒体によって 5 年間備え置く。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更生)

第39条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議

決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び専門会員の4分の3の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員または専門会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び専門会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡する。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
理事長 吉川 和徳
副理事長 廣瀬 秀行
副理事長 木之瀬 隆
理事 加島 守
理事 伊藤 隆夫
理事 中山 初代
理事 堀井 圭子
理事 岩崎 洋
監事 中屋 久長
監事 中村 春基
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円 年会費 5,000 円
 - (2) 専門会員 入会金 0 円 年会費 5,000 円
 - (3) 賛助会員(個人) 入会金 0 円 年会費 5,000 円
 - (4) 賛助会員(団体) 入会金 0 円 年会費 30,000 円
 - (5) 学生会員 入会金 0 円 年会費 2,000 円
- 7 この規定は令和 4 年 7 月 1 日から変更実施する。(理事の定数変更、総会・理事会の電磁的方法の有効化、理事会議事録の電磁的媒体による保管)